

令和5年度

第7回第二農地部会定例会議事録

令和5年10月30日（月）

頸城コミュニティプラザ 2階 202・203会議室

令和5年度 第7回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和5年10月30日(月) 午後3時30分
会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(11名)

11番	笠原 浩一	1番	長井 恒夫	3番	竹原 よし子
5番	橋本 春美	7番	滝沢 記一	8番	小山 一成
10番	五十嵐 隆一	12番	長瀬 一成	18番	田鹿 敏行
19番	中嶋 琢郎	21番	大島 伸一		

(2) 農地利用最適化推進委員(19名)

(安塚区)	松苗 秀幸	和栗 正男			
(浦川原区)	井部 慎一	藤村 鉄也			
(大島区)	高橋 三登一	小山 貞衛			
(牧区)	中川 正道	米川 尚登	秋山 順一		
(柿崎区)	平野 吉徳	佐藤 清	小林 秀喜		
(大潟区)	細谷 正夫				
(頸城区)	伊巻 幹雄	上原 武			
(吉川区)	常山 哲夫	石野 一久			
(三和区)	福原 弥	高橋 浩一			

2 欠席委員

- (1) 農業委員…17番 高波 澄男
(2) 農地利用最適化推進委員…なし

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎 賢恵
浦川原区駐在室	主任	春谷 政男
大島区駐在室	主任	朝倉 一彦
牧区駐在室	主任	古海 一夫
柿崎区総合事務所	産業グループ長	五十嵐 雄一
	主任	上田 良広
大潟区駐在室	班長	新保 和己
頸城区駐在室	主任	閏間 邦明
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸
三和区駐在室	班長	橋立 理
農業委員会事務局	局長	池田 忠之

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

1 番 長井 恒夫 3 番 竹原 よし子

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

②浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

③大島区駐在室管内分

議案なし

④牧区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑧吉川区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑨三和区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

柿崎区産業 グループ長	<p>【1. 開会】 午後3時30分</p> <p>それでは、これより令和5年度第7回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区産業 グループ長	<p>【2. 部会長あいさつ】</p> <p>会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(笠原部会長あいさつ)</p>
柿崎区産業 グループ長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】</p> <p>事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区産業 グループ長	<p>本日は、出席委員11名、欠席委員1名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名全員出席です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】</p> <p>次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>1番 長井 恒夫 委員、3番 竹原 よし子 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】</p> <p>議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>ご参会の皆様は、ご起立をお願いします。</p> <p>5番 橋本 春美 委員の発声をお願いいたします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>【6. 議事】</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>《<u>安塚区駐在室の議案</u>》</p> <p>最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><<u>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</u>></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>

<p>安塚区 駐在室</p>	<p>安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は1頁をご覧ください。</p> <p>番号2108番は、合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸し付けです。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>安塚区 駐在室</p>	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定2件についてご説明いたします。</p> <p>議案書は2頁をご覧ください。</p> <p>番号2127番及び番号2128番は、これまでの耕作者が労力不足等の理由により、新たな耕作者が引き受けて耕作するものです。いずれも契約期間は6年です。</p> <p>なお、番号2127番は、前段の報告第1号で説明しました関連案件です。</p> <p>これら2件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>＜浦川原区駐在室の議案＞ 次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞ 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>浦川原区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。 1 頁、番号 2505 番 1 件です。</p> <p>東京に住む譲渡人が財産整理のため、親戚である譲受人に申請地に隣接する家屋とともに所有権を移転するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
井部委員	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>＜牧区駐在室の議案＞ 次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>

<p>牧区 駐在室</p>	<p>牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1頁から10頁までをご覧ください。</p> <p>番号3365番から3421番までの57件です。</p> <p>番号3365番は合意による解約であり、返還後の利用計画は他者へ売却です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。</p> <p>番号3366番から3411番は、全て耕作者の要望により、相対契約や円滑化団体を介した契約から中間管理機構を介した契約に切り替えるため、一旦、解約するものです。</p> <p>番号3412番から3421番は圃場整備に伴い換地から除外された残地について合意による解約を行うものです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><議案第1号 農地法第3条許可申請について></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>牧区 駐在室</p>	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>11頁をご覧ください。</p> <p>番号3306番は、譲渡人が高齢により自身で農業経営が難しくなったことから、譲受人に相談し、同意を得られたため売買により所有権移転するものです。</p> <p>なお、譲受人の状況については、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件の全てを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
<p>長瀬委員</p>	<p>事務局の説明どおりであり、問題ありませんでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
牧区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件をご説明いたします。12 頁、番号 3360 番をご覧ください。</p> <p>譲渡人の財産整理のため、譲受人へ売買により所有権を移転するものです。</p> <p>なお、本件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>《<u>柿崎区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><u><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1 頁、番号 3750 番から 3753 番までの 4 件をご覧ください。</p>

<p>議 長</p>	<p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付3件、他者へ貸付予定1件です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p>
<p>議 長</p>	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定6件を説明いたします。2頁、番号3914番から3頁、3919番をご覧ください。</p> <p>番号3914番、3915番は、契約期間満了に伴い、利用権を更新するものです。</p> <p>番号3916番、3919番は、耕作者が亡くなったことに伴い、近隣で耕作をしている譲受人へ貸し付けるものです。</p> <p>なお、3916番は10アール当たりの借賃が端数となっておりますが、賃料の支払いを60,000円に設定したものです。</p> <p>番号3917番は、経営規模縮小により、これまで自作していた農地の一部を隣接で耕作をしている譲受人へ無償で貸し付けるものです。</p> <p>番号3918番は、貸手が離農するため、近隣で耕作をしている譲受人へ貸し付けるものです。</p> <p>これら6件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>《大潟区駐在室の議案》</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><u><報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について></u></p>
議 長	<p>報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>大潟区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」報告します。</p> <p>1頁、番号4610番と4611番の2件です。</p> <p>2件とも登記簿地目「畑」に個人用住宅を建設するため転用するものです。</p> <p>4610番は使用貸借、4611番は贈与による所有権移転です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p>
議 長	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転3件を説明します。</p> <p>2頁、番号4669番から4671番の3件をご覧ください。</p> <p>3件とも、譲渡人の財産整理のため、これまで利用権を設定していたものを含め農地すべてを売買により所有権移転するものです。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長 大潟区 駐在室	<p>続きまして、貸借権設定 2 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 2 件を説明します。</p> <p>3 頁をご覧ください。番号 4672 番は離農のため新たに利用権を設定するものです。契約期間は 10 年です。</p> <p>番号 4673 番は契約期間満了に伴う再設定です。契約期間は 6 年です。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>《<u>頸城区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><u><報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について></u></p> <p>報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>頸城区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。</p> <p>1 頁、番号 5311 番をご覧ください。</p>

	<p>頸城区西福島地内の登記簿地目「田」、面積 322.2 m²を駐車場として利用するため、売買するものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><u><議案第1号 農地法第3条許可申請について></u></p>
議 長 頸城区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。 2頁、番号5302番をご覧ください。 譲渡人が耕作不便なため、売買により所有権移転するものです。 譲受人の状況につきましては、お手元に配布した「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
小山委員	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>

議 長	<p><u><議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について></u></p> <p>議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」説明いたします。</p> <p>3 頁、番号 5303 番をご覧ください。</p> <p>頸城区百間町地内の農地を「住宅の増築」として利用するものです。</p> <p>4 頁に位置図、5 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、現在居住している既存住宅の生活スペースが、建築当時から手狭であり、この度、隣接する当該農用地の地権者と折り合いがついたことから、申請農地を取得し、住宅を増築するものです。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第 2 種農地と判断いたしました。</p> <p>転用に当たり、汚水は発生せず、雨水は地下浸透することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 2 件を説明いたします。6 頁、番号 5429 番から番号 5430 番をご覧ください。</p> <p>本案件は、新規設定であり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>《<u>吉川区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜<u>議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>＞</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定3件について、説明いたします。</p> <p>議案書は1頁をご覧ください。番号6389番から6391番は再設定であり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>

議 長	<p>《三和区駐在室の議案》</p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁をご覧ください。</p> <p>番号8639番の1件です。</p> <p>地主の希望により、他者へ売却するため、解約するものです。</p> <p>なお、関連案件は、備考欄に記載したとおりです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>2頁、番号8606番及び番号8607番をご覧ください。</p> <p>番号8606番の譲受人は、申請農地の近隣に居住しており、家庭菜園として利用するため申請農地を譲り受けるものです。</p> <p>番号8607番は、遺贈により所有権を移転するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
五十嵐委員	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 2 件を説明いたします。議案書は 3 頁をご覧ください。</p> <p>番号 8730 番は、労力不足に伴い、譲受人に所有権を移転するものです。</p> <p>番号 8731 番は、遠方に住んでいる譲渡人の希望で地元の法人の構成員である譲受人に所有権を移転するものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p> <p>三和区 駐在室</p>	<p>続きまして、貸借権設定 3 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 2 号 「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 3 件を説明いたします。議案書は 4 頁をご覧ください。</p> <p>番号 8728 番及び番号 8729 番は、ともに再設定です。</p> <p>番号 8732 番は、所属している法人に貸借権を設定するものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。</p> <p>【7. その他】</p>
笠原部会長	<p>事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>
笠原部会長	<p>何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 長時間のご審議、ご苦労様でした。</p>
柿崎区産業 グループ長	<p>笠原部会長、ありがとうございました。</p> <p>【8. 部会長職務代理あいさつ】</p>
柿崎区産業 グループ長	<p>閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。</p> <p>(田鹿職務代理あいさつ)</p>
柿崎区産業 グループ長	<p>【9. 閉会】</p> <p>以上をもちまして、令和5年度第7回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p>
	<p style="text-align: right;">午後4時05分終了</p>
	<p>(農地部会終了後、地区会議開催)</p>